

令和元年度 第6次瀬戸市障害者福祉基本計画における目標の事業評価について

目標名	検討機関	目標値・目標設定	検討機関	関連指標	事業評価	次期計画に向けた今後の取組
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	居住サービス部会 (R1. 11. 21)	①令和2年度末における地域生活移行者数を平成28年度末時点の施設入所者数の9% (7人) 以上とする。 ②令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2% (65人) 以上削減。	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設入所支援事業所 ◆共同生活援助事業所 ◆地域活動支援センター事業所 ◆瀬戸市障がい者相談支援センター 	平成31年4月～令和元年9月までの利用実人数 (昨年度実績) ※施設入所支援については末時点人数 施設入所支援 72人(71) 地域生活移行者 0人(※昨年度実績) 共同生活援助 96人(100)	施設入所者は昨年度末と比較して1名の増加であり、対象者をみると死亡2名、介護施設への入所1名、新規入所4名であった。数値に限らず、本人の意思や家族状況などを把握しながら本人に合ったサービスの利用となるよう関係機関との連携を続け、引き続き支援を行っていく。	受入側となるグループホームは突発的なニーズも多く、「将来の利用のために部屋を確保しておいてほしい」というニーズは多いが、それに対応することは難しい現実がある。また地域へ移行するためには家族の意向もあるため、本人、家族、関係機関との連携は不可欠。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市内精神障害者支援機関を集めて開催した会議 (R1. 11. 27)	令和2年度末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための障害者自立支援協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神科病院 ◆居宅介護事業所 ◆自立訓練(生活訓練)事業所 ◆地域活動支援センター事業所 ◆精神障害者支援団体 ◆精神障害者当事者団体 ◆瀬戸保健所 ◆瀬戸市障がい者相談支援センター 	平成31年4月～令和元年9月までの精神障害者利用実人数 (昨年度実績) 地域移行支援 0人(1) 就労継続支援A型 53人(70) 就労継続支援B型 36人(35) 共同生活援助 16人(13)	精神障害者を対象とする共同生活援助が市内で開設されたこともあり、利用人数は増加した。長期入院患者への退院支援は、継続して障がい者相談支援センターが中心となって行っている。地域での支援体制の整備は継続課題であるため、引き続き支援体制の強化を図りたい。	受入側となり得るグループホームは突発的なニーズも多く、空き状況等はその時点にならないとわからない。また本人が、行く先の施設を実際に見てみないと、実際の退院支援は困難。顔の見える関係性は重要であり、今後も継続した支援体制の強化を図っていく。
3 地域生活支援拠点等の整備 (拠点とは、地域で相談、単身での生活体験、緊急時対応等ができる施設等の整備。集約施設の設置か地域資源活用の面的体制の整備が求められている。)	居住サービス部会 (R1. 11. 21)	障害者等の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点)等を令和2年度末までに市独自で1つ整備することを目標とし、整備に当たっては、利用対象となる障害者等の実態や意向を踏まえ、拠点整備とするか面的な整備とするか等の検討を進める。 【必要な機能：相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり】	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設入所支援事業所 ◆共同生活援助事業所 ◆地域活動支援センター事業所 ◆瀬戸市障がい者相談支援センター 	瀬戸市から愛知県に報告した地域生活支援拠点等の整備の検討状況 整備予定年度 令和2年度 整備箇所数 1箇所 整備形態 面的整備	今年度は必要な機能のうち「体験の機会・場」について重点的に協議を行い、要綱を定めていくこととなった。また、「相談」は障がい者相談支援センターを基幹型とすることを検討している。これら2つの体制を整えることで、目標の達成を見込んでいる。	人員や予算がない現在、うまく運営できるようにすることが必要であり、関係機関同士が協力し合って支援することが必要不可欠である。その中でコーディネーター役も大切であるため、しっかりと機能できる仕組みを構築していく。
4 福祉施設から一般就労への移行等	就労支援部会 (R1. 11. 19)	①令和2年度中の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行実績の1.5倍(12人)以上とする。 ②令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割(34人)以上とする。 ③令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割(1か所)以上とする。 ④就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率を8割以上とする	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労移行支援事業所 ◆就労継続支援A型・B型事業所 ◆就業・生活支援センター ◆瀬戸市障がい者相談支援センター 	平成31年4月～令和元年9月までの利用実人数 (昨年度実績) 就労移行支援 29人(56) 就労継続支援A型 103人(131) 就労継続支援B型 170人(169) 自立(機能)訓練 3人(3) 自立(生活)訓練 10人(10)	目標値①②について、達成可能と見込めるが、今年上半期の就労移行支援の利用延べ人数(173人)は昨年(199人)と比較して減少傾向にある。また市内事業所数が1か所廃止となったこともあり、福祉サービスによらない就労も予想がされる。利用者の能力に合った就労に結び付くようなサポートができるよう、関連する情報提供等を行っていく。	日中活動系サービス利用者に対して、就労への意識付けができるような取り組みや、就労を希望する方へのステップアップに向けた支援が必要である。一方で、就労者へのフォローを誰がどこまで果たせるのかという課題もある。事業所の工賃向上への取り組みも併せて継続して行っていく。
5 障害児支援の提供体制の確保	こども未来部会 (R1. 12. 10)	① 児童発達支援センターの設置：本市では設置済みのため、その機能・組織強化を図ります。 ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築：本市では既に保育所等訪問支援が実施されており、その内容充実に努めます。 ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。 ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童発達支援事業所 ◆放課後等デイサービス事業所 ◆のぞみ学園 ◆地域活動支援センター事業所 ◆瀬戸市障がい者相談支援センター 	平成31年4月～令和元年9月までの1か月あたりの利用実人数(昨年度実績) 児童発達支援 69人(68) 放課後等デイサービス 242人(226) 障害児相談支援 27人(17)	今年度よりこども未来部会において学校関係者を構成員とし、障害児支援に係る関係機関との連携強化を図っている。医療的ケア児・重症心身障害児の支援体制の整備は継続して課題であるため、専門知識を持つ事業所や機関等と協力していく。	医療的ケア児・重症心身障害児の支援体制の整備については、市外の事業所を頼らざるを得ない現状があり、市内には専門知識をもつ支援者が不足している。しかし、実際に運営できるまでのニーズに達しないことも事実である。関係機関の協議の場を設置し、様々な視点から課題について共有し、解決に向けた取り組みが図られるよう進めていきたい。